

|               |    |      |
|---------------|----|------|
| 大 阪 市 監 査 委 員 | 森  | 伊 吹  |
| 同             | 森  | 恵 一  |
| 大阪市監査委員職務執行者  | 杉村 | 幸太郎  |
| 同             | 森山 | よしひさ |

## 令和 4 年度監査委員監査結果報告の提出について

(公益財団法人大阪国際平和センター)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定による監査を実施し、その結果に関する報告を次のとおり決定したので提出する。

### 第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠

財政援助団体等である公益財団法人大阪国際平和センターに対する当該監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

### 第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

### 第 3 監査の対象

#### 1 対象団体

公益財団法人大阪国際平和センター  
・ 主に直近事業年度を対象とした。

#### 2 対象所属

教育委員会事務局

## 第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

| 重要リスク                          | 着眼点                                                             | 監査の結果 |
|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------|-------|
| (1)現金、現金同等物、物品等の管理・運用が適切でないリスク | ア 現金、物品等に関する管理規程は適切に整備されているか。                                   | —     |
|                                | イ 現金、物品等の増減や有り高は適切に把握され記録されているか。                                | 指摘事項1 |
|                                | ウ 資金運用方針のもと一定の運用リスクの範囲内で、効率的に資金運用を行っているか。過度にリスクの高い資金運用を行っていないか。 | —     |
|                                | エ 固定資産及びP C等の少額情報機器の現物管理（実地調査を含む）が適切に行われているか。                   | 指摘事項1 |
| (2)現行業務が設立目的に合致していないリスク        | ア 現行業務は設立目的に合致した業務となっているか、又各事業は効果的・効率的に実施されているか。                | —     |
|                                | イ 現行業務は、本市出資団体が担うべき業務内容となっているのか。                                | —     |
| (3)補助金の申請並びに経理が適切になされないリスク     | ア 補助金の交付申請書の申請金額と実績報告書の金額、金融機関の支払記録は一致しているか。                    | —     |
|                                | イ 事業内容は、補助金及び交付金の交付条件に準拠したものであるか。                               | —     |
|                                | ウ 補助金に関する帳票の整備及び記帳状況は適切か。                                       | —     |
|                                | エ 証ひょう書類の整備及び保存状況は適切か。                                          | —     |
| (4)財務報告の信頼性を害するリスク             | ア 決算諸表等の作成手続に不備はないか。                                            | —     |
|                                | イ 経営成績及び財政状態は良好か。                                               | —     |
|                                | ウ 関係帳票の整備、記帳等は適切か。また会計経理は適切か。                                   | 指摘事項3 |
| (5)過去の監査指摘に対応していないリスク          | ア 平成26年度に実施した監査において指摘した事項について、措置内容が適切に対応されているか。                 | 指摘事項2 |
| (6)指導監督が適切でないリスク               | ア 所管所属は団体に対して適切な指導監督を行っているか。                                    | —     |

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

## 第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせ実施した。

## 第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は次のとおりである。

### 1 会計処理について改善を求めたもの

公益財団法人大阪国際平和センター会計処理規程（以下「会計処理規程」という。）は、本法人における会計処理に関する基本を定めたものである。

今回の監査において、本法人の会計処理を確認したところ、次の事実が見受けられた。

- ・ 会計処理規程第25条によれば、会計処理責任者は、現金については、毎日その在高と帳簿残高を照合しなければならないとされている。

しかし、小口整理票において出金等の異動のタイミングで在高と帳簿残高との照合は行われていたが、毎日の在高と帳簿残高との照合作業は行われていなかった。

- ・ 会計処理規程第11条第2項によれば、会計伝票は、証ひょう書類に基づいて作成し、証ひょう書類とともに保存するものとするとしている。また、同規程第12条によれば、証ひょうとは、会計伝票の正当性を立証する書類をいい、領収書は証ひょうであるとされている。本法人によれば、「使用した領収書綴りには、上司が使用済みの承認印を押印し管理している。」とのことである。

しかし、複写式の領収書控えが保管されていないものが一部あり、法人はその状況を把握していなかった。また、領収書綴りの中に一部未使用の領収書があるにもかかわらず、使用済みの承認印が押されているものがあつた。

- ・ 会計処理規程第39条第2項によれば、会計処理責任者は、什器備品、一件10万円以上の消耗品及び郵券類の管理については、台帳を設けてその記録及び整理を行うものとするとしている。

しかし、一件10万円以上の消耗品が2件存在しているにもかかわらず、記録する台帳が設けられていなかった。

これらは、会計処理規程の一部に対して認識不足があつたこと及び領収書の管理についてチェック機能が形骸化していたことが原因である。

現状では、現金や資産の管理が適正に行われないリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

#### [指摘事項1]

1. 本法人は、関係職員が会計処理規程を正しく認識するように改めて周知徹底されたい。

2. 本法人は、小口現金について、毎日の在高と帳簿残高との照合を行い、その証跡を残されたい。
3. 本法人は、領収書の管理について、新たに管理簿を作成することにより、チェック機能の強化を図られたい。
4. 本法人は、一件 10 万円以上の消耗品について、会計処理規程に準拠した適切な事務処理を行うとともに、その状況を定期的に確認する仕組みを構築されたい。

## 2 運用財産の取得の承認プロセスについて改善を求めたもの

公益財団法人大阪国際平和センター財産管理運用規程（以下「財産管理運用規程」という。）第6条において、代表理事は、財団の運営において必要と判断する場合には、運用財産の取得及び処分をすることができるが、運用財産の評価額又は帳簿価額が1千万円を超える場合、理事会の承認を得なければならない旨が定められている。

上記は、平成26年度に実施した監査の指摘に対する措置として整備された規定である。しかし、今回の監査において、その運用について確認したところ、令和2年度に1千万円を超える貸付債権信託受益権を取得していたにもかかわらず、理事会の承認手続をとっていなかった。

これは、運用財産の満期による預け替えは、新規取得に当たらないと誤解していたことが原因である。

現状では、財産が適切に運用されないリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

### [指摘事項2]

本法人は、財産管理運用規程の認識違いが起きないように、新規取得に預け替えを含むことを同規程に明記されたい。

## 3 財務諸表の表示について改善を求めたもの

公益法人会計基準の第3.1 正味財産増減計算書の内容によれば、正味財産増減計算書は、当該事業年度における正味財産のすべての増減内容を明りょうに表示するものでなければならないとされている。

しかし、今回の監査において、本法人の令和3年度の正味財産増減計算書を確認したところ、指定正味財産増減の部の平和寄付金収入の前年度欄に、実際の収入金額から一般正味財産への振替額を控除した金額が記載されていた。

これは、財務諸表が適切に表示されているかの検証を実施する仕組みに脆弱な部分があったことが原因である。

現状では、財務諸表の表示が適切になされないことにより、財務報告の信頼性を害するリス

クがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項3]

本法人は、財務諸表が適切に表示されているかを検証するために、会計顧問などの専門家と協議の上、今回の指摘を含めて間違いやすいポイントなどについて、チェックリストを作成されたい。

## **第7 その他**

なし